

農林水産政策研究所受託調査等取扱要領

1 3 企 第 8 9 号

平成 1 3 年 5 月 3 0 日

大臣官房企画評価課長通達

(趣旨)

第 1 条 農林水産政策研究所が国以外の者から委託を受けて行う調査及び講習並びに研究は、農林水産政策研究所受託調査等実施規程(平成 1 3 年 3 月 3 0 日農林水産省告示第 5 0 0 号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(用語)

第 2 条 この要領において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

(調査等及び研究の受託の基準)

第 3 条 研究所が国以外の者から委託を受けて行う調査等又は研究(研究の一環として行う調査等を含む。以下同じ。)は、次に掲げるすべての要件を満たすものでなければならない。

(1) 農林水産行政の要請に即応した調査等又は研究であること。

(2) 研究所で実施することが特に有益であると認められる調査等又は研究であること。

(3) 研究にあつては、当該研究に要する研究費の額が 1 0 万円以上のものであること。

(受託調査等実施計画の作成)

第 4 条 研究所長は、規程第 3 条第 1 項に規定する受託調査等実施計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を総合的に判断して、当該計画の実施により研究所の所掌事務の遂行に支障をきたすおそれがないよう十分考慮するものとする。

(1) 研究所が現に行い、又は将来行おうとする調査等又は研究と当該受託調査等実施計画に係る調査等又は研究との関連性

(2) 研究所の受託調査等実施計画に係る調査等又は研究に係る事務を処理する能力

2 前項の受託調査等実施計画は、別記様式第 1 号から第 3 号までにより作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

(受託調査等実施計画の調整)

第 5 条 農林水産省大臣官房企画評価課長は、前条第 2 項の規定により提出された受託調査等実施計画について、第 3 条及び前条第 1 項の規定に照らし適切なものとなるよう必要な調整を行うことができる。

(受託調査等実施計画の変更)

第 6 条 規程第 3 条第 2 項の規定による受託調査等実施計画の変更申請は別記様式第 1 号から第 3 号によるものとする。

(受託契約の締結の報告)

第 7 条 規程第 4 条の規定による研究の受託に関する契約の締結の報告は、別記様式第 1 号によるものとする。

(経費の算出基準)

第8条 規程第5条第5項の規定による受託契約に係る調査等又は研究のための経費の額の算出基準は、別表のとおりとする。

(受託調査等の実施報告等)

第9条 規程第10条の規定による前年度に実施した受託調査等又は受託研究の報告は、別記様式第1号、第3号及び第4号によるものとする。

(雑則)

第10条 研究所長は、雑役務を処理するため一時的に雇用する場合を除き、受託調査等又は受託研究の実施のために人を雇用してはならない。

第11条 受託調査等又は受託研究の用に供する物品で国の所有に属しないものの管理については、国の物品の管理に準ずるものとする。

(別表)

委託者		分類		分類		分類	
		地方公共団体 法令に基づき設立された公法人		民法第34条に基づき設立された法人 公益を目的とする任意団体		その他	
経費							
研究に必要な経費	試験研究費	賃金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料損料、雑役務費、備品費等当該受託研究に直接必要な経費及びこれらの経費に消費税率を乗じた額の合計額		同 左		同 左	
	旅 費	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）による旅費の額		同 左		同 左	
	人件費及び減価償却費	免除する		出張した場合は、出張期間の日数（1日を8時間とする。）に人件費単価（2,850円/人時）を乗じた額の50% 研究に従事した場合は、当該受託研究に必要な試験研究費に45/100を乗じた額の50%		出張した場合は、出張期間の日数（1日を8時間とする。）に人件費単価（2,850円/人時）を乗じた額 研究に従事した場合は、当該受託研究に必要な試験研究費に45/100を乗じた額	
調査等に必要な経費	旅 費	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）による旅費の額		同 左		同 左	
	人件費	免除する		出張期間の日数（1日を8時間とする。）に人件費単価（2,850円/人時）を乗じた額の50%		出張期間の日数（1日を8時間とする。）に人件費単価（2,850円/人時）を乗じた額	

(注) 消費税率とは消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）第29条の規定に基づく消費税の税率並びに地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づく地方消費税の税率に相当する率をいう。

別記様式第1号

平成 年度受託調査等及び受託研究総括書
(平成 年 月 日提出)

実施計画
計画変更
契約締結
実施結果

農林水産政策研究所

(枚のうち 枚目)

番号	研究課題	委託者	担当者の所属		実施期間 年月日 年月日 ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	経費			備考			
			部	研究室		試験研究費	旅費	計				
					年月日 年月日 ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	円	円	円				
					・ ・ ・ ~ ・ ・ ・							
					・ ・ ・ ~ ・ ・ ・							
					・ ・ ・ ~ ・ ・ ・							
					・ ・ ・ ~ ・ ・ ・							
受託調査等 及び受託研究 合計	経費 区分		試験研究費	旅費		合計 = + = +	受託研究合計					
				受託研究	受託調査等						計	
	四半期 別内訳	第1・四半期	円	円	円	円					円	(注) 1 実施計画、計画変更、契約締結及び実施結果の文字は、該当するもの一つを で囲むこと。 2 委託者欄には別表による委託者の分類の別及び委託者の名称を記載すること。
		第2・四半期										
		第3・四半期										
第4・四半期												
合計												

別記様式第2号

番号	
----	--

平成 年度受託研究明細書
(平成 年 月 日提出)

実施計画
計画変更

農林水産政策研究所

(枚のうち 枚目)

研究課題		費 目		金 額	試験研究費の積算基礎	旅費の積算基礎
委託者		経 費	賃 金	円		
担当者の所属・職名・氏名	部 研究室		試験研究費	消耗品費		
実施期間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日			印刷製本費		
年次計画				通信運搬費		
研究託の する 目的 理 及 由 び				光熱水料		
				借料及び損料		
				雑役務費		
研究の 内容 及 び 規 模				備品費		
				小計		
				旅費		
			合計			
		委託者から提供される資材、器具等及び派遣される研究補助者				
		特許権その他				
		結果の利用方法				

- (注) 1 実施計画及び計画変更の文字は、該当するもの一つを で囲むこと。
2 委託者欄には別表による委託者の分類の別及び委託者の名称を記載すること。

別記様式第3号

平成 年度受託調査等明細書
(平成 年 月 日提出)

実施計画
計画変更
実施結果

農林水産政策研究所

番号	用 務	委 託 者	用務の 区 分	担当者の所属		担当者の 職 名	担当者の 氏 名	用務先	出張開始 期 日	出張 日数	旅 費	備 考
				部	研究室							
									年 月 日 ・ ・	日間	円	
									・ ・			
									・ ・			
									・ ・			
									・ ・			
									・ ・			
									・ ・			
									・ ・			
									・ ・			
(注) 1 実施計画、計画変更及び実施結果の文字は、該当するもの一つを で囲むこと。 2 委託者欄には別表による委託者の分類の別及び委託者の名称を記載すること。									合 計			

